

# 令和7年度新入生向け

- ◇ 高校では授業料がかかります。

全日制：月額 9,900 円（年額 118,800 円） 定時制：月額 2,700 円（年額 32,400 円）

- ◆ 授業料負担がなくなる制度（就学支援金制度）があります。

- ◇ 申請の手続きを行い、認定されることで、就学支援金を受給することができます。

## 就学支援金を 4月 27 日までに オンライン申請してください。

学校が生徒に代わって国から就学支援金を受領し、授業料に充てるため、生徒は授業料を納める必要がなくなります。 ※ 実際に就学支援金がお手元に支給される制度ではありません。

申請する必要が  
あります！

「全国の約80%」の  
高校生が対象に  
なっています！！

就学支援金は  
返済不要です！

ひとり親世帯に  
限った制度では  
ありません！

- ◇ 対象となるのは、次の計算式（保護者（親権者）全員）により計算した額が、  
**『 30万4,200円未満 』** の世帯です。

**【計算式】 市町村民税の課税標準額 × 6 % – 市町村民税の調整控除の額**

※ 政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じて計算

※ 就学支援金の支給を受けようとする生徒本人が早生まれであり、扶養控除の適用が他の同学年の生徒よりも1年遅くなる場合（令和7年4月～6月分について、平成20年1月2日～4月1日生まれの生徒が対象）は、保護者等の課税標準額から33万円を控除した金額を用いて算定基準額を算出する

保護者の課税標準額等は、  
マイナポータルで、  
「おかね 税・所得」から  
確認できます。

※ マイナンバーカードが必要です。

マイナポータルHP



上記計算式に  
による算出額

30万4,200円以上

30万4,200円未満

申請しない

申請しない

申請/不認定

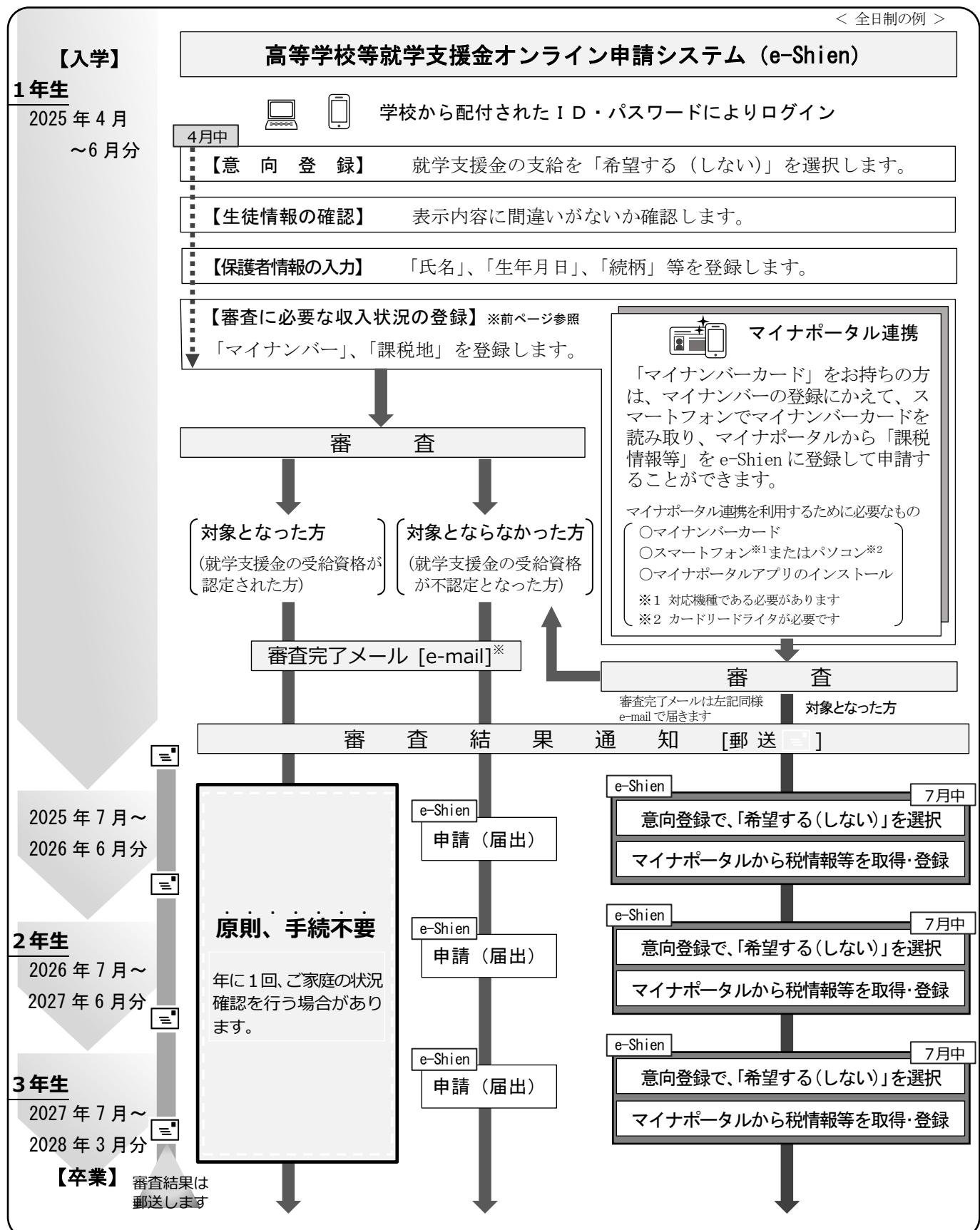
申請/認定

授業料負担

支払不要

※ 上記は現行制度を前提とした内容です。給与収入の場合、年収約910万円以上の世帯は就学支援金制度の対象外ですが、年収910万円というのは目安ですので、超えていても世帯の状況により対象となる場合があります（申請必要）。  
所得制限により就学支援金の対象外となる方は授業料の支払いが必要です。授業料無償化については、別途お知らせします。

## ◆ 在学中の手続きの流れ



※ 審査が完了したお知らせがe-Shienに登録したメールアドレスに届きます。審査結果はe-Shienにログインすることで確認することができます。また、詳しくは別途郵送する通知でご確認いただけます。

## ◆ 就学支援金制度の申請方法

- ◇ インターネットから「高等学校等就学支援金オンライン申請システム」にアクセスし、  
**4月27日までに申請を完了させてください。**

具体的な手続き方法やログインID及びパスワードについては、案内（クリーム色用紙）  
及びログインID通知書（グレー封筒入り）をご確認ください。

なお、ログインID及びパスワードは、在学中ずっと使用することとなります。

**ログインID通知書は、在学している間、大切に保管してください。**

### 収入状況の登録について

e-Shien から申請を行う際、収入状況を登録していただくことになりますが、登録方法は、次の二つから選択できます。

#### ① マイナンバーカードを使用して自己情報を提出する

スマートフォン等で保護者等のマイナンバーカードを読み取り、マイナポータルから「課税情報等」を e-Shien に登録します。②の方法と比べ、審査結果を早く確定させることができます。



入学時の登録後、毎年、7月中にID・パスワードにより e-Shien へログインし、マイナポータルから税情報を取得し、e-Shien へ登録していただく必要があります。忘れてしまうと就学支援金の審査がされません。

#### ② マイナンバーを入力する

保護者等のマイナンバーを確認し、e-Shien に入力します。その後、神奈川県教育委員会が、入力されたマイナンバーをもとに、各市町村と情報連携を行い、税額を確認します。

情報連携を行う分、①の方法と比べ、審査結果を確定させるのに時間がかかりますが、一旦認定されると認定になっている限り、毎年7月の手続きを省略することができます。

## ◆ 個人番号（マイナンバー）を使って税額の確認ができない場合

- ◇ 該当年度の課税証明書等の提出が必要です。

税額の確認ができない主な理由は、保護者の税申告（確定申告等）がされていないことや、申請書に記載していただいた1月1日時点の住所地が誤っていることです。

なお、税申告をしていなかった場合は、申告を行っていただいた後、課税証明書等の提出をしていただかないと就学支援金の支給決定ができません。

## ◆ オンライン申請以外の方法で申請したい方

- ◇ 申請用紙を使って申請することも可能です。

事務室に申し出てください。

## ◆ 次の場合は事務室に必ず連絡してください

- ◇ 保護者（親権者）に変更があった場合  
◇ 住所に変更がある場合

別途、手続きが必要となります。

## ◆ よくあるお問い合わせ



**Q 1 マイナンバーカードを作っていません。申請出来ませんか？**

A 1 マイナンバーカードを作っていないなくても、マイナンバーがわかつていれば申請できます。マイナンバー（個人番号）は、いずれかで確認できます。

- 「個人番号カード（マイナンバーカード）」
- 「個人番号（マイナンバー）が記載された住民票」
- 「個人番号（マイナンバー）が記載された住民票記載事項証明書」
- 「個人番号通知書」
- 「個人番号カード交付申請書」



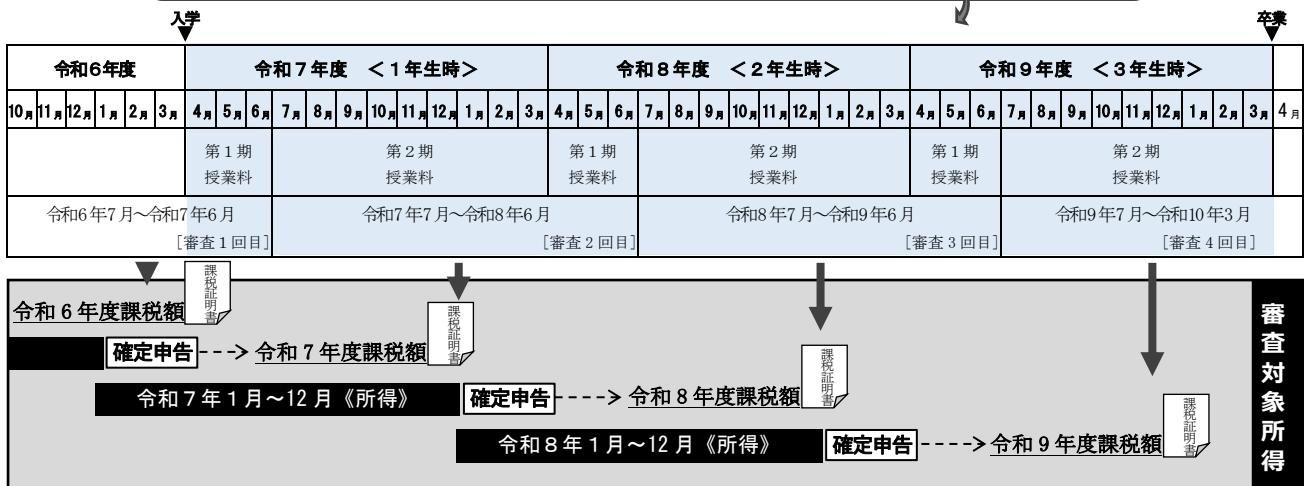
## Q2 個人番号（マイナンバー）は何に使われるの？

A 2 審査に必要な、市町村民税の「課税標準額」及び「調整控除の額」を確認するためご利用します。



### Q 3 審査で使われる課税額はいつのものなの?

A 3 就学支援金は、毎年7月～翌年6月までの1年間を周期として審査します。新入生は、初めに4月～6月までを昨年度に確定した課税額で審査します。その後、7月～翌年6月までの審査を当該年度に確定した課税額で審査することになります。次表を参考にしてください。



Q4 オンライン申請したいのですが、e-Shien の操作がうまくいきません。

A 4 e-Shien にはチャットボット機能も備わっていますのでご活用ください。e-Shien ログイン画面の、「チャットで質問をする」をクリックして質問してみてください。



Q5 オンライン申請しましたが、ちゃんと申請できているか確認できますか。

A 5 e-Shien にログインし、認定状況の審査状況が「審査中」と表示されているたら、申請ができます。

